

今月のお知らせ

後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、お住まいの区の区役所後期高齢者医療制度業務担当に電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項

・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。

なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

☎️窓⑧サービス課(保険年金) 窓⑧番
☎️06-6682-9956

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(水)です。

更新希望の方は6月28日(金)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

☎️保健福祉課(高齢・介護保険) 窓④番
☎️06-6682-9859

児童手当の現況届について

現況届の提出は原則不要となりましたが、現況届の提出が必要となる受給者には、現況届を送付しておりますので、現況届を提出されていない方は、お早めに保健福祉課(福祉)窓③番へご提出ください。

現況届を提出されない場合は、令和6年6月分(令和6年10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

なお、令和6年10月分からの制度拡充が予定されておりますが、拡充にともなう手続きの方法など詳細については、市ホームページ等でお知らせします。

☎️保健福祉課(福祉) 窓③番
☎️06-6682-9857

6月は「就職差別撤廃月間」です《しないさせない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

☎️・問 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎️06-6210-9518(月間中(閉庁日を除く)9:30~17:30)
✉️rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp(Eメールでの相談受付は月間中随時)

令和6年度の国民健康保険料について

保険料の決定

令和6年度(令和6年4月から令和7年3月)国民健康保険料の決定通知書をお住まいの区の区役所から6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所へお問い合わせください。令和6年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和6年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料 ^{※1}
平等割保険料(世帯あたり)	34,803円	11,091円	
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×35,040円	被保険者数 ×11,167円	介護保険第2号被保険者数 ×19,389円
所得割保険料 ^{※2}	算定基礎所得金額 ^{※3} ×9.56%	算定基礎所得金額 ^{※3} ×3.12%	算定基礎所得金額 ^{※3} ×2.64%
最高限度額	65万円	22万円	17万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

※2 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

※3 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、令和6年度より「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

☎️窓⑧サービス課(保険年金) 窓⑧番 ☎️06-6682-9956

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は7月1日(月)です。なお、3月16日(土)以降に所得税の確定申告または、個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

個人市・府民税・森林環境税の詳細は、大阪市HPをご確認ください。

☎️あべの市税事務所 個人市民税担当 ☎️06-4396-2953 月曜~木曜9:00~17:30、金曜9:00~19:00



HPはこちら

大阪・関西万博公式キャラクター入りナンバープレート(原動機付自転車)を交付しています

2025年大阪・関西万博の機運醸成を目的として、大阪・関西万博公式キャラクター入りナンバープレートを交付しています。また、上記ナンバープレートを取得された方に、記念品としてナンバープレート型キーホルダーをお渡しします。

【対象車種】

原動機付自転車の4車種

(50cc、90cc、125cc、ミニカー)

※特定小型原動機付自転車は対象外です。

【交付対象者】

新たに上記4車種を取得される方(大阪市内を主たる定置場とする対象車種のみ)

【交付場所】

市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除く)の窓口



☎️あべの市税事務所(軽自動車税)

☎️06-4396-2954

月曜~木曜9:00~17:30、金曜9:00~19:00

詳しくはこちら

加賀屋緑地にぜひお越しください



2024年3月新設の看板

加賀屋新田会所跡は、船場で両替商を営んでいた加賀屋甚兵衛によって江戸時代の中頃から進められた新田開発の拠点で大阪湾岸では唯一残る新田会所の建築群が本市の有形文化財に、広大な庭園を含む敷地が史跡に指定(平成13年度)されています。今年3月に敷地内に新たに設置された看板でも加賀屋緑地の詳しい説明を紹介しています。住之江区のもとを築いた先人の足跡を訪ねてみてはいかがでしょうか。

開園時間:10:00~16:30

休園日:毎週月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

☎️・加賀屋新田会所跡について

教育委員会事務局総務部文化財保護課

☎️06-6208-9169

・加賀屋緑地について

建設局長居公園事務所

☎️06-6691-7200